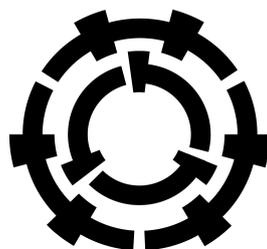


三 郷 市 議 会 議 案



令和 7 年 6 月 三郷市議会定例会

議 案 目 次

議案第28号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第29号	専決処分の承認を求めることについて	5
議案第30号	工事請負変更契約の締結について	8
議案第31号	工事請負変更契約の締結について	9
議案第32号	工事請負変更契約の締結について	10
議案第33号	工事請負契約の締結について	11
議案第34号	工事請負契約の締結について	12
議案第35号	工事請負契約の締結について	13
議案第36号	工事請負契約の締結について	14
議案第37号	工事請負契約の締結について	15
議案第38号	三郷市税条例の一部を改正する条例	16
議案第39号	三郷市都市計画税条例の一部を改正する条例	22
議案第40号	三郷市土砂のたい積の規制に関する条例を廃止する 条例	23
議案第41号	三郷市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理 者に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第42号	令和7年度三郷市一般会計補正予算（第1号）	26

議案第28号

専決処分の承認を求めることについて

三郷市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和7年6月2日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴い、条例の整備を図るため三郷市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専決第 3 号

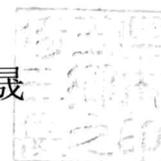
専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

三郷市税条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月**31** 日

三郷市長 木 津 雅 晟



三郷市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

三郷市長 木津 雅 晟

三郷市条例第 14 号

三郷市税条例の一部を改正する条例

三郷市税条例（昭和 32 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 82 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 89 条第 3 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 82 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 90 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の三郷市税条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 29 号

専決処分の承認を求めることについて

三郷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）の改正に伴い、条例の整備を図るため三郷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専決第 4 号

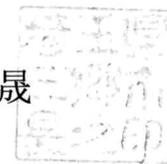
専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

三郷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月31日

三郷市長 木 津 雅 晟



三郷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

三郷市長 木津 雅 晟

三郷市条例第15号

三郷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三郷市国民健康保険税条例（昭和32年条例第6号）を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の三郷市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第30号

工事請負変更契約の締結について

(仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事 (建築) 請負変更契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 (仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事
(建築)
- 2 工 事 場 所 三郷市鷹野三丁目521番
- 3 履 行 期 限 変更前 令和8年3月13日
変更後 令和8年10月30日
- 4 契 約 金 額 変更前 1, 474, 000, 000円
変更後 1, 505, 702, 000円
- 5 契約の相手方 三郷市三郷一丁目26番地5
加藤第1マンション101号
不動開発株式会社 三郷営業所
常務取締役所長 小野 弘

令和7年6月2日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

(仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事 (建築) 請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年条例第7号) 第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第31号

工事請負変更契約の締結について

(仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事 (機械) 請負変更契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 (仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事
(機械)
- 2 工 事 場 所 三郷市鷹野三丁目521番
- 3 履 行 期 限 変更前 令和8年2月27日
変更後 令和8年10月30日
- 4 契 約 金 額 変更前 438,350,000円
変更後 443,597,000円
- 5 契約の相手方 三郷市東町46番地
株式会社磯部工業
代表取締役 磯部 賢一

令和7年6月2日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

(仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事 (機械) 請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年条例第7号) 第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第32号

工事請負変更契約の締結について

(仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事 (電気) 請負変更契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 (仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事
(電気)
- 2 工 事 場 所 三郷市鷹野三丁目521番
- 3 履 行 期 限 変更前 令和8年2月27日
変更後 令和8年10月30日
- 4 契 約 金 額 変更前 409,530,000円
変更後 416,867,000円
- 5 契約の相手方 三郷市早稲田四丁目21番地5
倉持電気株式会社
代表取締役 瀧澤 由樹

令和7年6月2日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

(仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事 (電気) 請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年条例第7号) 第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第33号

工事請負契約の締結について

三郷市役所本庁舎空調設備改修工事（その5）請負契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 三郷市役所本庁舎空調設備改修工事（その5） |
| 2 工 事 場 所 | 三郷市花和田648番地1 |
| 3 履 行 期 限 | 令和8年6月26日 |
| 4 契 約 金 額 | 234,740,000円 |
| 5 契約の相手方 | 三郷市早稲田四丁目21番地5
倉持電気株式会社
代表取締役 瀧澤 由樹 |

令和7年6月2日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

三郷市役所本庁舎空調設備改修工事（その5）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第34号

工事請負契約の締結について

三郷市立早稲田小学校外部等改修工事請負契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 三郷市立早稲田小学校外部等改修工事 |
| 2 工 事 場 所 | 三郷市三郷三丁目2番地1 |
| 3 履 行 期 限 | 令和8年2月13日 |
| 4 契 約 金 額 | 151,800,000円 |
| 5 契約の相手方 | 三郷市采女一丁目229番地5
株式会社稲垣組
代表取締役 稲垣 知勝 |

令和7年6月2日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

三郷市立早稲田小学校外部等改修工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第35号

工事請負契約の締結について

三郷市立前谷小学校外部等改修工事請負契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 三郷市立前谷小学校外部等改修工事 |
| 2 工 事 場 所 | 三郷市戸ヶ崎二丁目600番地 |
| 3 履 行 期 限 | 令和8年2月13日 |
| 4 契 約 金 額 | 205,150,000円 |
| 5 契約の相手方 | 三郷市栄一丁目176番地
和光建設株式会社 三郷支店
支店長 昇 和則 |

令和7年6月2日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

三郷市立前谷小学校外部等改修工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第36号

工事請負契約の締結について

三郷市立高州東小学校外部等改修工事請負契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 三郷市立高州東小学校外部等改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 三郷市高州二丁目409番地 |
| 3 | 履 行 期 限 | 令和8年2月13日 |
| 4 | 契 約 金 額 | 330,000,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 三郷市上口一丁目54番地13
コーポローザンヌB棟2号室
株式会社松永建設 三郷営業所
所長 棚瀬 貴之 |

令和7年6月2日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

三郷市立高州東小学校外部等改修工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第37号

工事請負契約の締結について

三郷市立幸房小学校第2児童クラブ増築工事請負契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 三郷市立幸房小学校第2児童クラブ増築工事 |
| 2 工 事 場 所 | 三郷市中央五丁目15番地19 |
| 3 履 行 期 限 | 令和8年2月26日 |
| 4 契 約 金 額 | 242,000,000円 |
| 5 契約の相手方 | 三郷市采女一丁目80番地2
株式会社社会澤工務店 三郷営業所
取締役三郷営業所長 會澤 りえ子 |

令和7年6月2日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

三郷市立幸房小学校第2児童クラブ増築工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第38号

三郷市税条例の一部を改正する条例

三郷市税条例（昭和32年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、「規定する雑損失」を「規定する純損失」に改める。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則

第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）

を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量

（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加

熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規

定 令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第5条の規定
令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等
の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲
げる規定の施行の日
（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の三郷市税条例（以下「新条例」という。）
第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送
達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例によ
る。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令
和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分まで
の個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条
の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除
額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条
の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前
年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除
く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規
定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新
条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例
第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、
1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の三郷市税条例
（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与
について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による
申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受け
るべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定

する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、三郷市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 三郷市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

令和7年6月2日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正により、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

議案第39号

三郷市都市計画税条例の一部を改正する条例

三郷市都市計画税条例（平成17年条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第19項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三郷市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和7年6月2日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

議案第40号

三郷市土砂のたい積の規制に関する条例を廃止する条例

三郷市土砂のたい積の規制に関する条例（平成17年条例第31号）は廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に廃止前の三郷市土砂のたい積の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けて行われている土砂のたい積に関する旧条例第4条、第5条及び第8条から第20条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（当該許可の期間が満了する日までに旧条例第17条の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第6条第1項又は第9条第1項の許可の申請があつた場合において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、同日に却下されたものとみなす。

4 施行日前に旧条例第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して行われた土砂のたい積に関する旧条例第4条、第5条、第17条第2項及び第18条から第20条までの規定の適用については、なお従前の例によることができる。

5 施行日前にされた旧条例第17条第2項の規定による命令を受けた者に対する旧条例第19条及び第20条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

6 施行日前にした行為及び附則第2項、第4項及び第5項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対す

る罰則の適用については、なお従前の例による。

(三郷市景観条例の一部改正)

- 7 三郷市景観条例（平成22年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表1の項第7号中「(三郷市土砂のたい積の規制に関する条例（平成17年条例第31号）第2条に規定する土砂をいう。）」を削る。

(三郷市開発事業等の手続等に関する条例の一部改正)

- 8 三郷市開発事業等の手続等に関する条例（平成21年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2 公害防止及び環境への配慮の項中「土砂のたい積」を「土石の堆積」に、「開発区域が500平方メートル以上3000平方メートル未満の開発事業の場合は、三郷市土砂のたい積の規制に関する条例（平成17年条例第31号）及び三郷市土砂のたい積の規制に関する条例施行規則（平成17年規則第56号）、開発区域が3000平方メートル以上の開発事業の場合は、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和7年埼玉県条例第16号）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和7年埼玉県規則第70号）及び埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例」に改める。

令和7年6月2日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

埼玉県が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく宅地造成等工事規制区域に三郷市内全域を指定し、土石の堆積に関する工事に係る規制を開始することに伴い、条例を廃止したいので、この案を提出するものである。

議案第 4 1 号

三郷市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

三郷市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成 24 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 1 号及び第 4 条第 8 号中「第 3 4 条第 1 項及び第 2 項」を「第 3 7 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）の改正により、規定の整理を図りたいので、この案を提出するものである。

議案第42号

令和7年度三郷市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度三郷市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和7年6月2日提出

三郷市長 木津雅晟